## 千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱

昭和四十三年四月二十三日 告示第二百八十八号

改正 昭和五三年 四月 一日告示第三二六号 平成一六年 三月二六日告示第三六三号 平成二三年 三月三一日告示第二九九号 令和五年 一二月五日告示第四七〇号

千葉県補助金等交付規則(昭和三十二年千葉県規則第五十三号)第二十二条の規定に基づき、千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱を定め、昭和四十三年度分の予算に係る補助金から適用する。

千葉県農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱 (趣旨)

- 第一条 知事は、農林業における経営の安定と維持を図るため、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十二号)第一条の二第一号に掲げる法人、同条第二号に掲げる法人(水産業の振興を主たる目的とする法人を除く。)、県内の地方公共団体等(以下「農協等」という。)が行うその所有する共同利用施設の災害復旧事業(以下「事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。(定義)
- 第二条 この要綱において「災害復旧事業」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象による災害(以下「災害」という。)のため復旧の必要を生じた事業で、災害を受けた施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合又は不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設を設けることを含む。)を目的とするもののうち、一箇所の工事費が四十万円(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第六条の規定が適用される災害であつて、農林水産大臣の指定した地域に係るものにあつては、十三万円)以上のものをいう。
- 2 この要綱において「共同利用施設」とは、県内の地方公共団体以外の者の所有に係るものにあつては農林産物(その加工物を含む。)倉庫、農林業用生産資材倉庫、農林産物処理加工施設、農林業用生産資材(堆肥その他の自給的資材に限る。)製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、農林業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、冷蔵施設、給水施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設(農林産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。)、鳥獣侵入防止施設等をいい、県内の地方公共団体の所有に係るものにあつては種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設、鳥獣侵入防止施設等をいう。

(適用除外)

- 第二条の二 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する災害復旧事業については適用しない。
  - 一 経済効果の小さいもの
  - 二 維持工事とみるべきもの
  - 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
  - 四 著しく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
  - 五 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

(事業の種目、補助額算定の基礎となる経費及び補助率)

- 第三条 事業の種目、補助額算定の基礎となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、 その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その 他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有 する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補 助の対象とならない。
  - 一暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- 二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はいに該当する行為であつて、法令上の義務の履行として するものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行 うおそれがないと認められる者を除く。)
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員 又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又は これらに準ずる行為
  - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する 行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(災害復旧事業計画概要書の提出)

第四条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める期日までに農林業共同利用施設災害復旧事業計画概要書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第五条 規則第三条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が定める期日までに 農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付申請書(別記第二号様式)を知事に提出しなければな らない。

(交付の条件)

- 第六条 規則第五条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。
  - 一 次に掲げる経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
    - イ 施行箇所ごとの工事費が三十パーセントに相当する額を超える増減
    - ロ 施行箇所ごとに雑費への流用による工事費の減額
  - 二 当該事業の内容を変更しようとする場合及び当該事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - 三 当該事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合は、速やかに知事 に報告してその指示を受けなければならない。

(変更の承認申請)

第七条 前条の規定により知事の承認を受けようとする場合には、農林業共同利用施設災害復旧事業 計画変更承認申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第八条 規則第十条の規定により事業の遂行状況を報告しようとする場合は、補助金交付の決定に係る年度の十二月三十一日現在における実施状況を農林業共同利用施設災害復旧事業遂行状況報告書 (別記第四号様式)により当該年度の一月二十日までに知事に提出しなければならない。 (実績報告)
- 第九条 規則第十二条の規定により実績報告をしようとする場合には、当該補助金の交付の決定に係る年度の三月三十一日までに農林業共同利用施設災害復旧事業実績報告書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(請求書)

第十条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとする者は、農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付請求書(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払請求書)

第十一条 規則第十六条第二項の規定により補助金の概算払いを受けようとする者は、農林業共同利 用施設災害復旧事業補助金概算払請求書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。 (暴力団密接関係者)

第十二条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第三条第二項第二号又は第三号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいず

れかに該当する者である法人その他の団体)とする。

附 則(昭和五十三年四月一日告示第三百二十六号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十六日告示第三百六十三号)

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年三月三十一日告示第二百九十九号)

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(令和五年十二月五日告示第四百七十号)

この告示は、公示の日から施行する。

## 別表

事業の種目	補助額算定の基礎となる経費	補助率
農林業共同利用施設災	農協等が行うその所有する共同利用施設の災害復	予算の範囲内で知
害復旧事業	旧事業に要する経費	事が定める額

## 別記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式